



消表対第216号

平成25年4月25日

一般社団法人新日本スーパーマーケット協会

会長 横山 清 殿

消費者庁表示対策課長 片桐 一幸



冷凍食品の販売価格に係る表示の適正化について（要請）

1 小売業者への行政指導


消費者庁は、冷凍食品を販売しているスーパーマーケット、ドラッグストア等の小売業者（以下「小売業者」という。）における、冷凍食品の販売価格に係る表示に関して調査を行ったところ、複数の小売業者において、以下の事実が認められた。

- (1) 例えば、「希望小売価格 ●●円の品 半額 ▲▲円」と、実際の販売価格に、当該販売価格を上回る「希望小売価格」と称する価額を併記することにより、あたかも、実際の販売価格がメーカー希望小売価格に比して安いかのように表示していたが、実際には、当該商品にはメーカー希望小売価格は設定されていなかったもの。
- (2) 例えば、「メーカー小売参考売価の■割引」と記載することにより、あたかも、一般消費者が販売価格の安さを判断する参考情報となり得る価格に比して安いかのように表示していたが、実際には、「メーカー小売参考売価」と称する価格は、製造業者等が小売業者等からの求めに応じて、その小売業者が価格設定をする上で参考となるものとして個別に呈示したものであって、当該冷凍食品を取り扱う小売業者に広く呈示している価格ではないため、一般消費者が、その小売業者の販売価格が安いかどうかを判断する際の参考情報とはならないものであったもの。

このような表示は、小売業者が一般消費者に供給する冷凍食品の取引に関し、冷凍食品の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認されるものとして、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第4条第1項第2号に規定する表示に該当するおそれがあるものであって、同項の規定に違反するおそれがある表示であることから、小売業者に対して行政指導を行った。

2 冷凍食品の価格表示

近年、冷凍食品業界においては、製造業者が個々の卸売業者に対して、小売業者が商品を一般消費者に販売する際の「参考」としての価格を個別に呈示することがある（以下そのような価格を「個別呈示価格」という。）。調査の過程で、小売業者が個別呈示価格を「メ



メーカー希望小売価格」、「メーカー小売参考売価」等と称して比較対照価格として用いている場合があることが判明した。

しかしながら、以下のような場合、小売業者の販売価格が安いかどうかを判断する際の参考情報になり得ず、一般消費者に販売価格が安いとの誤認を与え、不当表示に該当するおそれがある（「不当な価格表示についての景品表示法上の考え方」（平成12年6月30日公正取引委員会））。

- (1) あらかじめ公表されているものとは言いえない価格を、希望小売価格と称して比較対照価格に用いて二重価格表示を行う場合。
- (2) 製造業者等が小売業者の小売価格設定の参考となるものとして設定したものであって、当該商品を取り扱う小売業者にカタログ等により広く呈示しているとは言いえない価格を「参考小売価格」等と称して比較対照価格に用いて二重価格表示を行う場合。

冷凍食品業界における個別呈示価格は、製造業者が個々の卸売業者に対して個別に呈示されているものにすぎないものであるため、小売業者が個別呈示価格を「メーカー希望小売価格」、「メーカー小売参考売価」等と称して比較対照価格に用いて二重価格表示を行うと、一般消費者に販売価格が安いとの誤認を与え、不当表示に該当するおそれがある。

3 要請事項

よって、消費者庁は、貴協会に対し、貴協会の傘下の会員小売業者が供給する冷凍食品に係る表示について、冷凍食品の価格表示の適正化を図るために、前記2(1)のように、あらかじめ、公表されているものとは言いえない価格を、希望小売価格と称して比較対照価格に用いて二重価格表示を行う場合や、前記2(2)のように、製造業者等が小売業者の小売価格設定の参考となるものとして設定したものであって、当該商品を取り扱う小売業者にカタログ等により広く呈示しているとは言いえない価格を、「参考小売価格」等と称して比較対照価格に用いて二重価格表示を行う場合は、一般消費者に販売価格が安いとの誤認を与え、不当表示に該当するおそれがある旨、会員小売業者に周知するよう要請する。